

令和元年十二月十七日受領  
答弁第一四九号

内閣衆質二〇〇第一四九号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出原動機付自転車及び自動二輪車の免許・法制度と安全確保に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出原動機付自転車及び自動二輪車の免許・法制度と安全確保に関する質問に  
対する答弁書

一について

御指摘の「ハーフヘルメット」を含む乗車用ヘルメットについては、転倒時等の運転者の頭部の受傷を防ぐ観点から、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第七十一条の四第七項の規定に基づく内閣府令で定める基準として、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の五において、重量に関する基準のみならず、左右及び上下の視野、聴力、衝撃吸収性・耐貫通性、あごひも並びに構造に関する基準も定めているところである。その上で、運転者等が適正な交通の方法を容易に理解することができるようするために国家公安委員会が作成し、及び公表している交通の方法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号。以下「教則」という。）において、乗車用ヘルメットの着用に関し、具体的な技術上の基準等が定められている「PS（C）マークかJISマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう」と明記するなどしているところである。

次に、御指摘の「胸部プロテクター」については、運転者の負担等を考慮し、現時点においては、その

着用は義務付けられていないものの、転倒時等の運転者の胸部の受傷を低減する観点から有効であることから、教則において「二輪車に乗るときは、体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう」と明記した上で、都道府県警察における交通安全教室等を通じてその着用を推進しているところである。

政府としては、引き続き、これらの取組を行うなどして、原動機付自転車の運転者の安全の確保を図っていきたいと考えている。

## 二の1について

原動機付自転車免許を受けようとする者については、原動機付自転車の運転に必要な適性及び知識を確保する観点から、法第八十九条第一項及び第九十七条第一項の規定により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う適性試験及び学科試験の受験を要することとされており、また、当該免許の取得前に原動機付自転車について必要な運転経験を積ませる観点から、法第九十条の二第一項第三号の規定により、公安委員会の行う講習の受講を要することとされているところである。そして、当該講習においては、乗車用ヘルメットの着用方法のほか、原動機付自転車の基本操作、基本走行、応用走行等につい

て指導することとしているところである。

政府としては、引き続き、公安委員会におけるこうした原動機付自転車免許の制度の運用等を通じて、原動機付自転車の運転者の安全の確保を図っていきたいと考えている。なお、お尋ねのように「安全性より取得の容易さを優先し続け」ているという事実はない。

## 二の2について

御指摘の「危険なすり抜け行為」が具体的にどのような行為を指しているのか必ずしも明らかではないが、法第七十条においては、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」と規定されており、この義務に違反する行為については、罰則の対象とされているところである。

## 二の3について

法第六十三条第一項の規定により、警察官は、法第六十二条に規定する整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されている場合には、当該車両の装置について検査をすることができるとされていると

ころである。その上で、「道路交通法第六十三条第一項に基づく車両の検査を厳格化すべきではないか」とのお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

### 三について

原動機付自転車については、自動車に比して最高速度が低く定められているものであり、例えば、幅員が広い道路において右折するに際し、法第三十四条第二項に規定する方法、すなわち、右折の前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を徐行する方法で右折することとした場合には、道路の中央に寄る際に他の交通と交錯するおそれがあること等を踏まえ、車両通行帯が三以上設けられている道路（以下「多通行帯道路」という。）等を右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、同条第五項の規定により、いわゆる「二段階右折」を行わなければならないこととされているところである。

他方で、多通行帯道路の交差点の中には、いわゆる「二段階右折」を行うことにより、むしろ運転者に危険が生ずるものもあることを踏まえ、多通行帯道路の交差点において右折するに際し、当該右折につき

あらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、法第三十四条第五項ただし書の規定により、いわゆる「二段階右折」を行うことを要しないこととされている。

公安委員会においては、警察庁が作成した公安委員会の行う交通規制に関する基準に準拠しつつ、個々の道路における交通の流れやその量及び沿道状況の変化等を踏まえた上で、同項ただし書の規定に基づく指定を含む交通規制が実態に合わなくなった場合には、必要な見直しを行っているものと承知している。

#### 四について

原動機付自転車については、自動車に比して最高速度が低く定められている乗り物として、国民の生活に身近なものとなっている実態があるものと承知しているところ、政府としては、このことを前提としつつ、運転者の安全の確保を図るため、これまで述べてきたものを含む様々な取組を進めてきたところであり、引き続き、こうした取組を着実に進めていきたいと考えている。